

令和３年度税制改正の大綱

〔 令和２年１２月２１日
閣 議 決 定 〕

ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設するとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例を設ける。また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置を創設する。加えて、家計の暮らしと民需を下支えするため、固定資産税の評価替えへの対応、住宅ローン控除の特例の延長等を行う。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

一 個人所得課税

１ 住宅・土地税制

（国 税）

〔拡充等〕

（１）住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、次の特例措置を講ずる。

- ① 住宅の取得等で特別特例取得に該当するものをした個人が、その特別特例取得をした家屋を令和３年１月１日から令和４年１２月３１日までの間にその者の居住の用に供した場合には、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び当該控除の控除期間の３年間延長の特例を適用できることとする。

（注）上記の「特別特例取得」とは、その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が１０％である場合の住宅の取得等で、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める期間内にその契約が締結されているものをいう。

イ 居住用家屋の新築 令和２年１０月１日から令和３年９月３０日までの期間

ロ 居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得又はその者の居住の用に供する家屋の増改築等 令和２年１２月１日

- ニ 非課税口座内上場株式等移管依頼書
- ホ 未成年者口座非課税口座間移管依頼書
- ヘ 特定累積投資上場株式等受入選択不適用届出書
- ト 勘定の変更等に係る非課税口座異動届出書
- チ 非課税口座移管依頼書

② 平成 29 年分の非課税管理勘定が設定されている非課税口座を令和 3 年 4 月 1 日において開設している居住者等で、同日においてその者の個人番号を当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に告知していないものについて、令和 3 年分以後の非課税管理勘定又は累積投資勘定を設定するための手続を設ける。

(8) 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニア N I S A）について、次に掲げる書類の書面による提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供の際に併せて行うこととされている住所等確認書類の提示又は特定署名用電子証明書等の送信を不要とする。

- ① 未成年者口座廃止届出書
- ② 未成年者口座内上場株式等移管依頼書
- ③ 特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書
- ④ 未成年者口座移管依頼書

(9) エンジェル税制（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例、特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等）の適用対象となる沖縄振興特別措置法の指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限を 1 年延長する。

〔縮減〕

特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象から、特定保有株式を除外する。

3 租税特別措置等

（国 税）

〔延長・拡充等〕

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディ

ケーション税制) について、次の措置を講じた上、その適用期限を5年延長する。

(1) 本特例の対象となる医薬品の範囲について、次の見直しを行う。

- ① 所要の経過措置(5年未満の必要範囲内)を講じた上、対象となるスイッチOTC医薬品から、療養の給付に要する費用の適正化の効果が低いと認められるものを除外する。
- ② スwitchOTC医薬品と同種の効能又は効果を有する要指導医薬品又は一般用医薬品(スイッチOTC医薬品を除く。)で、療養の給付に要する費用の適正化の効果が著しく高いと認められるもの(3薬効程度)を対象に加える。

(注1) 上記の具体的な範囲については、専門的な知見を活用して決定する。

(注2) 上記の改正は、令和4年分以後の所得税について適用する。

(2) 健康保険法等の規定に基づき行われる健康診査等の健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行ったことを明らかにする書類(以下「取組関係書類」という。)については、確定申告書への添付又は確定申告書の提出の際の提示を不要とする。この場合において、税務署長は、確定申告期限等から5年間、当該取組関係書類の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける者は、当該取組関係書類の提示又は提出をしなければならないこととする。

(注1) 確定申告書の提出の際に添付すべき医薬品購入費の明細書には、その取組に関する事項を記載しなければならない。

(注2) 上記の改正は、令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合について適用する。

(地方税)

[延長・拡充等]

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)について、本特例の対象となる医薬品の範囲に係る次の見直しを行った上、その適用期限を5年延長する。

(1) 所要の経過措置(5年未満の必要範囲内)を講じた上、対象となるスイッチOTC医薬品から、療養の給付に要する費用の適正化の効果が低いと認められるものを除外する。

- (2) スイッチO T C医薬品と同種の効能又は効果を有する要指導医薬品又は一般用医薬品（スイッチO T C医薬品を除く。）で、療養の給付に要する費用の適正化の効果が著しく高いと認められるもの（3薬効程度）を対象に加える。
- （注1）上記の具体的な範囲については、専門的な知見を活用して決定する。
- （注2）上記の改正は、令和5年度分以後の個人住民税について適用する。

〔廃止・縮減等〕

- (1) 農業経営基盤強化準備金制度及び農用地等を取得した場合の課税の特例について、国税における見直しを踏まえて所要の措置を講じた上、農業経営基盤強化準備金制度の適用期限を2年延長する。
- (2) 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例は、適用期限の到来をもって廃止する。

4 その他

（国 税）

- (1) 国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成をする事業その他これに類する一定の助成をする事業により、これらの助成を受ける者の居宅において保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜の供与を行う業務又は認可外保育施設その他の一定の施設の利用に要する費用に充てるため給付される金品については、所得税を課さないこととする。
- (2) 確定拠出年金法施行令の改正を前提に、確定拠出年金制度について次の見直し等が行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。
- ① 確定給付企業年金制度の加入者の企業型確定拠出年金の拠出限度額（現行：月額2.75万円）を、月額5.5万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額とする。
- ② 確定給付企業年金制度の加入者の個人型確定拠出年金の拠出限度額（現行：月額1.2万円）を、月額5.5万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額（月額2万円を上限）とする。
- (3) 退職所得課税の適正化
- ① その年中の退職手当等のうち、退職手当等の支払者の下での勤続年数が5年以下である者が当該退職手当等の支払者から当該勤続年数に対応するもの